

ア 7-6-7・ア 7-6-8

摂津国島下郡内瀬村西田家文書（現・大阪府茨木市内）

● 摂津国島下郡内瀬村西田家文書の番号について

4箱に分蔵された文書で、各箱に記された番号は以下の通りである。

ア 7-6-7	1 函	1-10 (366-375)
ア 7-6-7	2 函	11-33 (376-398)
ア 7-6-8	3 函	(399-428)
ア 7-6-8	4 函	(429-472)

文書は、過去に複数回にわたって調査された形跡がある。2種類のラベルが貼られ、番号付きの付箋が挟まれているほか、大半の冊子物には手作りの表紙が付けられている。

ラベルについては、枠外下部に「関西大学図書館」と印刷されたものと、枠外上部に「近世史料」と印刷されたものがある。例えば明治11年7月4日付の「旧高総記載帳」では、関大図書館のラベル（枠内3段）には「内瀬村／／84」と印字されており、近世史料ラベル（同）には「1J6／224／53-11」と複雑な番号がペン字で記されたうえに、枠下に鉛筆で「2683」と書かれている。ただし、後者のラベルについては、貼られていない史料があり、また未記載のものもある。これらのことから、近世史料ラベルが用いられたのは、現文書が関大図書館に入る前であることは明らかで、今日ではそのおりの調査状況はまったく不明であり、ラベル番号も利用することができない。

ついで、関大図書館のラベルと付箋の番号を検討した結果、前者は内瀬村西田家文書4箱の通し番号となっており1から136まで、後者は366から始まり472で終わるが、459については、親番号の後に、1から29の枝番号が付いたものが続く。おそらく、459-1～29は本来459の袋に納められた一括文書であると認識され、付箋を挟む際に枝番号を付与したのであろう。これら付箋番号は、文書箱自体の番号の記載にも反映されている。

内瀬村文書に関しては、『関西大学所蔵 大阪関係資料目録』（昭和35年1月1日現在、関西大学図書館シリーズ No.6、関西大学図書館 昭和35年刊）に主題・内容ごとの点数が掲載されている（157頁）。関大図書館ラベルが付けられたのは、おそらくその調査時であろう。

そこで、本文書の再整理・目録化に当たっては、箱ごとに1から始まる「整理番号」を付与した付箋を挟むとともに、関大図書館ラベルの一連番号を「管理番号」として生かすことにした。加えて、既存の3桁の付箋番号は「史資料記号」欄に記載した。ただし、各文書に挟み込み史料がある場合、関大図書館ラベル番号（管理番号）にも枝番を付けて、個別化を図ることにした（「史資料記号」に入れた付箋番号には改めて枝番を付けず、「～の内」と表記した）。

冊子物に付けられた後補の表紙については、厚紙を芯にして和風の紙（洋紙）でくるみ、墨書の題箋を表紙左肩寄りに、印刷のものを背に貼るなど、一点ずつ丁寧に作られている。しかし、大判の寛永検地帳（箱①の1～4／管理番号1～4）、明治元年の「田畑名寄民図帳」（箱③の30／管理番号63）以外は原文書を内側に貼り込んでいるため、厚表紙との間に遊びができ、開閉のたびに原文書の表紙が折れて皺がよるなど、本来の機能を果たしておらず、むしろ逆効果である。しかも、すでに劣化しているものがいくつかあり、史料の保護に中性紙を用いる今日的な観点からしても、問題である。

● 摂津国島下郡内瀬村と西田家について

摂津国島下郡内瀬（ないぜ）村は現・茨木市中心部のやや南東に位置し、安威川の西に広がる水尾郷の1つであった。『旧高旧領取調帳』に見える近世末期の支配関係と村高は、徳川御三卿の1家である田安領分が410石8斗6升6勺、高槻藩領分が5石4斗3升1合4勺であった。宛所によく見られる「長柄御役所」は、西成郡南長柄村（現・大阪市北区内）にあった田安家の陣屋のことである。

近世初頭から明治22年町村制施行までの内瀬村の変遷は、以下の通りである（『大阪府全志』による）。

元和元年（1615） 内藤紀伊守信正の領知

元和3年（1617）1月 徳川氏代官支配

寛永2年（1625） 板倉周防守重宗の領知

明暦3年（1657） 同属、板倉伊予守重形の領知

天和元年（1681） 徳川氏代官支配

正徳3年（1713） 大坂城代松平大蔵少輔勝以の役知

享保5年（1720） 村高416.292石を分割

410.8606石は徳川代官支配／5.4314石は高槻藩永井飛騨守直期の領知

延享4年（1747）1月 徳川代官支配地は田安家の領知となる

明治元年（1868）初 田安家領は一旦御料となり、5月末に田安家領に戻る

明治2年（1869）6月 上知、田安藩支配／高槻藩支配

明治2年12月26日 田安藩→兵庫県の管轄

明治4年（1871）7月15日 高槻藩→高槻県の管轄

明治4年8月 （旧田安領）兵庫県第39区に編入

明治4年11月20日 全域が大阪府の管轄となる

明治5年（1872）5月 島下郡第3区10番組

明治8年（1875）4月30日 第8大区3小区10番組

明治10年（1877）9月18日 第8大区3小区（番組廃止）

明治12年（1879）2月10日 島下郡役所部内

明治12年2月21日 第19分画

明治13年（1880）7月2日 真砂村・水尾村と3か村聯合

明治17年（1884）7月1日 第22戸長役場管内

明治22年（1889）4月1日 町村制施行により玉櫛村大字内瀬となる

西田家は近世、島下郡内瀬村で村役人を務めた家柄である。通称として「藤兵衛」と「為三郎」の二つの名前見られる。藤兵衛は享保17年（1732）に年寄として登場するのが初めて（箱①の9／管理番号9）、文化10年代には百姓代、同14年（1817）に年寄となって幕末まで年寄藤兵衛として現れ、元治元年（1864）には庄屋に昇格する。明治には伍長や百姓惣代となっているが、その間、何度か代替わりをしている。為三郎については、寛政2年（1790）に庄屋として初めて登場、慶応4年

(1868) から明治3年(1870)頃にも庄屋で現れる。その後、明治6年には副戸長、7年に戸長となるが、同11年には用掛として名前が見える。

明治元年11月の「田畑名寄民図帳」(箱③の30/管理番号63)には、庄屋西田為三郎を藤兵衛が後見していることが記されている。両者については生年が分かっており(箱③の29/管理番号62)、為三郎は天保6年(1835)10月生まれで当時33歳、藤兵衛は文化9年(1812)3月生まれで56歳である。二人は23歳の年齢差があることから親子と推測される。西田家では、家を継ぐに当たって、二つの通り名を適宜使用していたと見られる。

なお、西田家に残る寛永検地帳について、享保17年の村明細帳では内瀬村の庄屋八郎兵衛方で預かっている旨、記されている。同明細帳の奥には庄屋八郎兵衛と並んで年寄藤兵衛の名が見えるので、八郎兵衛と藤兵衛は明らかに別家である。ある時代に、庄屋八郎兵衛の家から西田家へ検地帳が移されたものと考えられる。

### ● 摂津国島下郡内瀬村西田家文書の内容について

西田家文書は寛永6年(1629)から明治10年代半ばまでのもので、挟み込み文書等も含め総点数162点である。分量は少ないながらも、明治22年町村制施行以前の旧村落の様子がわかる重要な史料を多く含む。とくに土地関係の文書が充実しているほか、村定・村明細などによって内瀬村の基本的な情報を得ることができる。そのほかにも水利や寺社などに関し、興味深い文書が散見される。

土地関係文書でとくに注目されるのは、寛永6年3月6日付の検地帳(箱①の1~4/管理番号1~4)である。計4冊あり、京都所司代板倉周防守重宗が知行所である水尾郷5か村(内瀬・北所・地下・小路・真砂)の検地を行なったものである。土地は1筆ごとに、上々田・上田・中上田・中田・下田・上畑・中畑・下畑・内畑・屋敷の地目・等級に分類されている。5か村全体の総計は、反別118町4反7畝21歩、石高1668石1斗1升であった。

また、その寛永6年検地帳から内瀬村分を抽出し、田畑の上下により分類したうえで請人別に集めたものが、「寄覚」「寄帳」である(箱①の5~8/管理番号5~8)。これは各表紙に「五冊之内」と記載があることから、本来は計5冊であったが、実際に残っているのは4冊である。上々田、上田、上畑・中畑・下畑、屋敷・内畑の4冊分が残っているため、欠落しているのは、中上田・中田・下田分の1冊であったと推測される。

村明細帳は享保17年(1732)8月の写しが残る(箱①の9/管理番号9)。当時の内瀬村庄屋八郎兵衛、年寄八右衛門・藤兵衛から「宇治御役所」に宛てられたものである。宛先は当時の幕府代官上林氏の宇治代官所のことである。明細帳の内容にしたがって村の規模を以下に示す。

村高 416石2斗9升2合

内 42石4斗9升2合	無地高引(寛永6年検地で石高減少)
6升9合	郷蔵屋敷
1升5合	永荒引
7斗8升	井路敷引

残高 372石8斗4升6合

田反別 22 町 9 反 7 畝 28 歩

内 16 町 3 反 2 畝 18 歩 両毛作、6 町 6 反 7 畝歩ほど 片毛作

畑反別 2 町 3 反 9 畝 9 歩 3 厘

屋敷反別 6 反 8 畝 15 歩

内 16 歩 郷蔵屋敷

家数 46 軒 (高持 28 軒、水呑 17 軒、寺 1 か寺)

人数 男 104 人、女 104 人、僧 1 人

外に社僧 2 人 (水尾 5 か村氏神会所預り)

また、内瀬村の家数・人数を示す後世の史料として、明治 6 年 4 月改の「戸数人員出生年月取調書上ヶ帳」(箱③の 29/管理番号 62)がある。集計すると、家数 52 軒、人数 248 人(男 120 人、女 128 人)となる。家数のうち 11 軒は西田姓、9 軒は奥野姓(村役人平兵衛・槌平を出した家を含む)である。

内瀬村の定書のうち、箱③の 20(管理番号 53)の定めは作成年が不明ながら、川原での石砂拾いに関するものや、堤や堀の損壊があれば知らせることなど、内瀬村周辺の土地環境を反映している条項が多く、興味深い。内瀬村周辺は、安威川の下流域であり、土地が低く、たびたび洪水被害を受けるなどしていた。

また、天保 5 年(1834)の「村方俚約定書」(箱②の 11/管理番号 21)は、文政年間に作成されたものを再度出したものである。したがって、前年(天保 4 年)から発生した天保の大飢饉の影響を受けて作成されたものではない。しかし、飢饉が全国的に広がっていたことを考えると、全くその影響がなかったとはいえないと推測される。

西田家文書には水利関係の文書も多数残っており、安威川・神埼川筋や井路などの絵図、越石米(こしこくまい)の出入り一件などの文書がみられる。越石米とは、農地を悪水(灌漑後の不用水)から守る井路を作るにあたり、その井路の土地に対する賃借量料をさす。北摂地域ではよくみられ、その負担は大きかったようである。そのため、越石米の納入が滞り、訴訟となることもあった(箱②の 18、箱③の 1・23/管理番号 28・34・56)。

ほかに見るべきものとして、安威川筋の通船に関する文書(箱②の 6/管理番号 16)がある。島下郡十日市村の百姓半右衛門が新規に安威川通船をもくろんでいたが、内瀬村を含む 45 か村がその差止めを願ったものである。安威川の上流は土砂山で、出水のときには下流に土砂がたまるので川床が高くなり、耕作にも支障が出るため、通船を止めるよう求めていた。そこで半右衛門を召し出し、対談する予定であったが、半右衛門が病気になってしまったために、難航していたようである。この安威川筋の問題は近現代に入っても続いており、堤防などの設置による対策を行っていた。しかし、昭和 42 年(1967)7 月に襲った集中豪雨の影響で、堤が決壊し、流域は大規模な洪水被害に見舞われた。それを契機として、ダム建設が計画され、紆余曲折を経て平成 26 年(2014)から工事に着工、同 33 年(2021)に完成予定となっている。

寺院関係の文書には、三業惑乱に関するもの（享和元年＝1801）や、文政4年（1821）・嘉永6年（1853）・安政6年（1859）の寺請帳、寺の建物の書上げ（箱③の18・19／管理番号51・52）などもみられる。

三業惑乱とは、国史大辞典によれば、寛政9年（1797）から文化3年（1806）までの10年間、浄土真宗本願寺派（西本願寺）学林の第7代能化（学頭）智洞が三業帰命の異議を唱えたことにより、教団が混乱した事件である。幕府の寺社奉行が介入するにいたるなど、大論争となったが、最終的には門主本如が三業帰命説を否定し、正意の宗義が明示され収束した。

この三業惑乱一件文書（箱②の2／管理番号12）は、浄土真宗本願寺派勝光寺の不帰依の問題に関するものであるが、末寺にまでその影響が及んでいた状況を垣間見ることができる。

明治期の史料には、他ではあまり見られない特異なものが含まれていた。内瀬村の阿片製造に関する史料である。明治9年（1876）6月11日の調査で、村内の阿片製造人8名および同村戸長西田為三郎より大阪府権知事渡辺昇に宛てた届書であり、内瀬村事務所の「諸願伺届記載ノ留」（箱④の20／管理番号83）に記録されている。明治9年の阿片製造について、ケシの作付面積は8反1畝25歩、阿片の製造高は貫目で2貫46匁、斤目で12斤7分8厘（1斤＝160匁）であった。代価は1斤につき平均7円50銭ほどで、換金作物として優秀である。ケシはすべて白花で、前年10月中旬の蒔き付けから始まる培養法、阿片の精練法も記し、製造品見本8匁ずつ提出したことが分かる。

北摂を中心としたケシ栽培・阿片製造は、日清戦争以後、台湾での阿片専売制を背景に三島郡福井村出身の二反長音蔵が阿片の国産化を推進し、地元で一大産業に育て上げたことで、全国的に有名になった。しかし、この史料はそれ以前の阿片取締りに関するものであり、おそらく江戸後期から薬用阿片のためのケシ栽培が行なわれていたことを示唆するものとして注目される。

明治政府は慶応4年（1868）閏4月19日に吸引阿片の禁止令を出し（太政官布告第319号）、明治3年には使用・販売に対する罰則規定を設け、薬用阿片についても医師や薬店など流通過程での取締りを厳重にした。さらに、明治8年11月24日、薬用阿片の製造実態調査を行なうための雛形を示し（内務省乙第156号達）、翌9年6月1日にも見本の届出を促す告諭を出している（内務省乙第69号達）。本史料は、まさにこの通達を受けて作成されたものである。

なお、箱②の20（管理番号30）「御内用方勘定控」は、中岡源左衛門という人物の手になるものであるが、南河内地方の村名が散見され、内容から領主財政に関する史料と思われる。直接内瀬村と関係がないようで、なぜこれが西田家文書に含まれているのかは不明である。